**子育てグリーン住宅支援事業　工事出来高確認書**

以下のとおり、要件を満たす工事出来高を達成していることを確認しました。また、実際の物件、工事のものであることを確認しました。（なお、申告した書類等に虚偽が含まれていた場合、証明を行った建築士は建築士法等に基づき、免許の取消しなどの処分や罰則の適用の対象となる場合があります。）

証明を行った建築士の情報

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築士の情報 | | | | | |
| 建築士の種別 | □ 一級建築士　　□ 二級建築士　　□ 木造建築士 | 登録を受けた  都道府県＊1 |  | 登録番号 |  |
| フリガナ |  | 連絡先＊2 |  | | |
| 氏名 |  |

＊１ 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。　＊2 日中に連絡が取りやすい電話番号を記入してください。

対象となる住宅の情報

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象となる住宅の所在地＊1 | 〒 | 建物名  （共同住宅の場合） |  | 階数 |  |
|  |
| 住宅の立地 | **該当する以下の項目すべてにチェックを入れてください。**（必ず自治体に確認を行ってください）  なお、既存住宅からの建替＊2による住宅の新築である場合でも該当項目にチェックを入れてください。  ※**④にチェックがない場合、補助対象になりません。**（①～③は建替に該当しない場合、チェックがないものは補助対象になりません。）  □ ①「土砂災害特別警戒区域＊3」に立地する住宅ではない。  □ ②「災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る）＊4」に立地する住宅ではない。  □ ③「市街化調整区域」であって「『土砂災害警戒区域＊5』もしくは『浸水想定区域＊6』」に立地する住宅ではない。  □ ④都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第5項の規定＊7により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表された住宅ではない。 | | | | |
| 建築着工日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 | 工事完了  （予定）日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 | | |
| 対象工事※の  着手（予定）日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日  ※基礎工事より後の工程の工事 |

＊１ 住居表示が定まっていない場合、地名地番表記でも可

＊２ 建替とは、新築住宅の建築主またはその親族が、所有する住宅を自ら除却（解体工事を発注）し、その土地に新築住宅を建築することをいいます。

＊３ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域（住宅の構造について、建築基準法令

に基づき、特別の措置が必要となる（住宅（建物）の一部でも当該区域に該当する場合）区域を含む）

＊４ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条に基づくもの

＊５ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づくもの

＊６ 水防法（昭和 24 年法律第 193号）に基づくもので、洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいいます。洪水浸水想定

区域：想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。高潮浸水想定区域：想定最大規模の高潮を前提として、現況の海岸の

整備状況に照らして浸水が想定される区域

＊７ 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、

浸水被害防止区域）内」で建設されたもののうち、一定の規模以上（３戸以上または１戸若しくは２戸で規模が 1,000 ㎡以上）の開発によるもので、都市再生特

別措置法第 88 条第 3 項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表できることとされて

います。

工事出来高の報告

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認日※ | | | 令和　　　年　　　　月　　　　日　　　※必ず現地で確認して報告すること | | | | | | | | | | | | |
| 工事出来高の報告 | **□ 現地において、以下、全住戸分の補助額を超える工事出来高を達成していることを確認しました。** | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 建物価額（基礎工事を除く） | | |  | 工事出来高 | | | | 補助額 |  | | 住戸数 |  |
|  |  | | × | |  | | ≧ | |  | × | |  |  |
| 万円 | | |  | | ％ | |  | | 万円 |  | | 戸 |  |
|  | ***基礎工事より後の工程の***  *建物の建築工事の*  *総額（税込）を記入*  *（最新の見積における総額）* | | | | | *確認した時点での*  ***基礎工事より後の工程の工事における***  *工事出来高を記入* | | *・GX志向型住宅：160万円*  *・長期優良住宅：80万＊1*  *・ZEH水準住宅：40万円＊1*  ***※共同住宅は住戸ごとに省エネ性能を***  ***評価します。複数の省エネ性能が含まれる***  ***場合、最も高い省エネ性能の補助額を記入*** | | | *建物の総住戸を記入*  *（戸建は1戸と記入）* | | | |

\*1賃貸住宅の新築の場合、補助対象は、要件を満たす賃貸住戸の50％です。（事務の合理化のため、申請手続きにおいては、長期優良住宅の場合40万円／戸、ZEH水準住宅の場合20万円／戸として取り扱います。